

事務連絡
令和6年3月29日

介護予防訪問介護サービス事業所
介護予防通所介護サービス事業所
地域包括支援センター } 管理者様

富山市福祉保健部介護保険課

富山市介護予防・日常生活支援総合事業の単価改定について

日頃より、本市の介護保険行政について格別のご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。令和6年4月1日からの単価の改定については以下のとおりです。

1. 見直しの主な内容

- ①国が定めるサービス単価の見直しに伴う基本単価の改定
- ②令和6年度介護報酬改定に準じた見直し
(高齢者虐待防止の推進、業務継続計画未策定事業所に対する減算等)
- ③口腔連携強化加算の新設(訪問型サービス)
- ④選択的サービス複数実施加算の廃止、一体的サービス提供加算の新設(通所型サービス)
- ⑤運動器機能向上加算の包括化

2. 見直し後の主な単位

別紙のとおり

3. 改定時期

令和6年4月1日

4. その他

今般の改定に伴う、4月以降の「総合事業単位数表マスタ」については4月下旬頃に富山市HPに掲載予定ですので、ご了承ください。

【担当】 介護保険課 TEL: 443-2193 (直通)

別紙

○介護予防訪問介護サービス

口腔連携強化加算（新設）	50 単位 （1 回につき・1 月 1 回まで）
事業所と同一建物の利用者 50 人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15% 減算
同一の建物等に居住する利用者の割合が 100 分の 90 以上の場合	所定単位数の 12% 減算

○介護予防通所介護サービス

通所型サービス費（独自） 事業対象者・要支援 1（週 1 回程度）	1,798 単位（1 月につき）
通所型サービス費（独自） 要支援 2（週 2 回程度）	3,621 単位（1 月につき）
通所型独自送迎減算	-47 単位（片道につき）
通所型独自一体的サービス提供加算	480 単位（1 月につき）

○介護予防ケアマネジメント

介護予防ケアマネジメント A （原則的なケアマネジメント） 事業対象者・要支援 1・要支援 2	442 単位（1 月につき）
介護予防ケアマネジメント B （緩和型サービス） 事業対象者・要支援 1・要支援 2	357 単位（1 月につき）
介護予防ケアマネジメント C （住民主体型サービス） 事業対象者・要支援 1・要支援 2	442 単位（1 月につき）

○減算（共通）

高齢者虐待防止措置未実施減算	-1/100
業務継続計画未実施減算	-1/100